

○埼玉県警察職員レクリエーション実施要綱

昭和49年 3 月11日

埼例規第 5 号・厚

警 察 本 部 長

埼玉県警察職員レクリエーション実施要綱の制定について（例規通達）

題名改正〔平成12年第43号〕

職員の余暇利用の健全化を図るため、このたび「埼玉県警察職員レクリエーション実施要綱」を制定したので所属職員に徹底し、効果的な実施に努められたい。

一部改正〔平成12年第43号〕

記

埼玉県警察職員レクリエーション実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）のレクリエーション活動を積極的に推進することにより、快適で充実した生活と楽しく明るい職場をつくることを目的とする。

一部改正〔平成12年第43号〕

（厚生課長の責務）

第2 警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、職員全体のレクリエーションが円滑に推進されるよう、また各所属におけるレクリエーションが効果的に実施されるよう指導、助言するものとする。

一部改正〔平成12年第43号〕

（所属長の責務）

第3 所属長は、この要綱の趣旨を十分所属職員に徹底させるとともに、レクリエーション活動が活発に行われるよう努めるものとする。

一部改正〔平成12年第43号〕

（種類）

第4 レクリエーションの種類は、次の3種類とする。

（1）総合レクリエーション

警察本部の計画に基づいて行うレクリエーションをいう。

(2) 所属のレクリエーション

所属の計画に基づいて行うレクリエーションをいう。

(3) クラブ・レクリエーション

所属職員のうち、同好者が自主的に行うレクリエーションをいう。

(計画)

第5 厚生課長は、総合レクリエーション計画を作成し、これを所属長に通知するものとする。

- 2 所属長は、所属の実情にあったレクリエーション計画を作成するものとする。この場合、総合レクリエーション計画と重複しないよう留意すること。

一部改正〔平成12年第43号〕

(クラブの結成及び運営)

第6 職員は、レクリエーションクラブを結成しようとするときは、クラブ結成届（別記様式）を所属長に提出しなければならない。

- 2 レクリエーションクラブを結成するに当たっては、同好者による自発的な意志によるものとし、その目的及び事業を明らかにしなければならない。

- 3 レクリエーションクラブの運営に必要な経費は、クラブ員の会員によつてまかなうものとする。この場合、会費が会員の過重な負担にならないよう配慮すること。

一部改正〔昭和62年第11号・第37号、63年第37号・第44号、平成元年第45号、3年第22号、5年第56号、12年第43号、18年第203号〕

(計画の作成及び実施上の留意事項)

第7 レクリエーション計画の作成及び実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) レクリエーション計画の作成にあつては、職員の要望を十分に考慮すること。

- (2) レクリエーションの内容は、多数の職員が気軽に参加できるもので、健康的であり職員相互の親睦を深めるものであること。

- (3) レクリエーションの実施に当たっては、職員の自主的運営に努めるとともに、事前に十分な準備を行うこと。

- (4) 総合レクリエーション及び所属レクリエーションの実施にあつては、職員の家族も参加できるよう配慮すること。

- (5) レクリエーションの施設及び用具は、適正な管理をするとともに効果的な利用に努め

ること。

一部改正〔平成12年第43号〕

(推進員)

第8 所属レクリエーション及びクラブ・レクリエーションを推進するため、所属にレクリエーション推進員を置き、次席及び各クラブの代表者をもって充てるものとする。ただし、警察署にあっては、次席に代わって、警務課（係）長をもって充てることができる。

2 レクリエーション推進員は、相互に協力し、所属におけるレクリエーション活動の啓発、計画の調整および技術指導に努めるとともに関係機関との連絡に当たるものとする。

一部改正〔平成15年第721号〕

実施日

この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

実施日（昭和62年3月11日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日（昭和62年6月24日埼例規第37号・務）

この例規通達は、昭和62年7月1日から実施する。

実施日（昭和63年10月1日埼例規第37号・交指・交処・厚）

この例規通達は、昭和63年10月17日から実施する。

実施日（昭和63年12月7日埼例規第44号・務）

この例規通達は、昭和64年1月1日から実施する。

実施日（平成元年7月26日埼例規第45号・務）

この例規通達は、平成元年7月20日から実施する。

ただし、第1〔国旗掲揚等取扱要綱の一部改正〕及び第4〔埼玉県警察機動鑑識班設置要綱の一部改正〕の改正規定は、同年7月31日から実施する。

実施日（平成3年3月29日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成3年4月1日から実施する。

実施日（平成5年8月31日埼例規第56号・務）

この例規通達は、平成5年9月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・務）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成18年3月31日厚第203号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【別記様式省略】